

通告3番目、5番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 5番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で質問いたします。

今回は、1番目に不登校の児童生徒について、2番目に国の自治体DX推進計画に基づく対応について、3番目に住宅火災について、質問させていただきます。

1番目の不登校の児童生徒について質問いたします。

全国の小中学校で、2021年度に不登校だった児童生徒は24万4,940人で過去最多となりました。これは文部科学省の調査で判明したもので、増加は9年連続のことです。新型コロナウイルス感染症の拡大により学校が休業となった期間が発生し、不登校ぎみであった生徒が完全に不登校になるケースや、新型コロナの流行が繰り返される中、修学旅行や遠足、運動会、文化祭などの行事の中止が相次ぎ、給食を黙って食べる黙食や部活動の自粛など、日々の学校生活も制約されました。こうした環境の変化が、子供たちの心身に影響を及ぼしたことは想像に難くありません。本市もまた例外ではなく、不登校の児童生徒の数は増加しているとお聞きしております。

そこで1点目として、過去3年間における不登校児童生徒の人数をお聞きします。

2点目、不登校の要因は何かをお聞きします。

そして3点目として、不登校の児童生徒の実態をどう捉えておられるのかをお聞きいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 奥田議員のご質問の1番目、不登校の児童生徒についてにお答えいたします。

1点目、過去3年間の不登校の児童生徒の人数はについてですが、まず不登校の定義について、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるもので、病気や経済的理由、新型コロナウイルスの感染回避によるものを除くとなっております。

この定義に当てはまる本市の不登校の児童生徒数は、令和元年度、小学生27人、中学生43人、令和2年度、小学生40人、中学生60人、令和3年度、小学生48人、中

学生70人です。

次に2点目、不登校の要因はについてですが、令和3年度文部科学省問題行動調査の本市調査結果によりますと、最も多いのは無気力、不安で44%、2番目に多いのは生活リズムの乱れで16%、3番目に多いのは友人関係で14%でした。また、小学校では親子の関わりが15%を占め、中学生特有の要因として、入学・転入学不適応が11%、学業不振が7%でした。要因は様々で、大きく3つに大別すると、本人に係る状況が60%、学校に係る状況が31%、家庭に係る状況が9%でした。

3点目の実態をどう捉えるかについてですが、不登校の要因で最も多かった無気力、不安の中には、コロナ禍の影響で教育活動が制限されたことにより、登校意欲が低下した児童生徒がいると考えられます。

全国的に増加傾向にある中で、本市も同様に増加しており、不登校児童生徒に対して行っている現在の支援が、個々の実態に応じたものになっているかを毎月作成している累計5日以上欠席した児童生徒の個人状況、学校対応状況シートで確認しながら対応しているところであります。

また、令和元年10月25日、文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」にもあるように、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があることに留意した取組が必要であると考えます。

○福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 本市の不登校児童生徒数は、小学生が、令和元年から27人、40人、48人と増加し、中学生も43人、60人、70人と少しずつ増加しているという現状であり、そして、その不登校児童生徒に対して行っている現在の支援については、個々の実態に応じたものになっているかを確認しながら対応しておられるということです。

教育機会確保法において、不登校の児童生徒の休養の必要性和学校以外の場での多様な学習活動の重要性を認めています。そして、学校以外での学習を国や自治体が支援すると明記されています。

本市では、学校に行けない、行かない子供たちが教育を受ける場として、適応指導教室フレンドを設置されておりますが、何人の児童生徒が利用されているのかをお答えください。また、創設当時の改善点についてお伺いします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

岩出市適応指導教室フレンドは、記録が残っている平成20年から現在まで、延べ190人が入室し、72人が体験入室しております。

適応指導教室では、各中学校の定期考査だけでなく、中学3年生の英語検定試験、岩出市、和歌山県、国がそれぞれ実施する各種学力調査も受けることができます。

平成30年には和歌山県適応指導教室拡充事業の採択を受け、インターネット環境の整備とアウトリーチ型のスクールカウンセラーの配置を行っております。令和元年からは、各小中学校と同じように、スクールカウンセラーを1名配置しました。また、開室時間は午前9時から正午までですが、起立性調節障害で朝起きるのが困難な生徒に対応するため、希望者には午後からの通室も許可しております。

令和2年には、タブレットドリルが使えるよう問題データベースを導入いたしました。令和3年からは1人1台端末を適応指導教室でも活用し、学習に活用しております。

今後も様々な要因による不登校児童生徒に対応できるよう、教室の工夫改善を行ってまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、奥田富代子議員、1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 2番目、国の自治体DX推進計画に基づく対応についてお伺いいたします。

総務省によりますと、2020年4月1日の地方公務員数を1994年と比較すると、約52万人減少しているということです。この要因は、必ずしも人口減少だけではありませんが、将来的には人口減少による人手不足が懸念されています。

そこで、最新のデジタルテクノロジーを活用することで、こうした課題を解決し、住民一人一人にきちんと行政サービスを届けられるよう変革しようというのが自治体DX、DXとは、デジタル・トランスフォーメーションです。

首相をトップとした新組織であるデジタル庁が令和3年9月1日に創設され、DXの推進に向けた動きが加速しています。2020年12月25日、自治体デジタル・トランスフォーメーション、DX計画が閣議決定され、地方自治体が重点的に取り組むべき7つの事項が定められました。

1つ目に、自治体の情報システムの標準化、共通化。

2つ目に、マイナンバーカードの普及促進。

3つ目に、行政手続のオンライン化。

4つ目に、A I、R P Aの利用推進。

5つ目に、テレワークの推進。

6つ目に、セキュリティー対策の徹底。

7つ目に、組織体制の整備。

ということです。本市でもD X推進計画が推し進められているとお聞きしておりますが、1点目として、このD Xの推進による市民のメリットと行政のメリットについてお伺いします。

次に、地方自治体が重点的に取り組むべき7つの事項が示されておりますが、2点目として、その進捗状況についてお伺いします。

総務省が毎年行っている通信利用動向調査の主な情報通信機器の保有状況調査によると、かつて代表的なインターネット利用ツールであったパソコンの世帯保有率が、平成21年（2009年）をピークに低減している一方で、スマートフォンの世帯保有率は堅実に伸びており、令和2年（2020年）には86.8%に達しています。持ち運びが容易なスマートフォンが普及したことにより、多くの人々にとってインターネットはいつでもどこでも簡単にアクセスできる大変身近なものになりました。

令和元年（2019年）に新型コロナウイルス感染症が発生して以降、私たちの生活は大きな制約を受けることとなりました。しかし、そのことがきっかけで、学校では一気にI C T化が進み、1人1台のタブレットが行き渡り、会議や会合は3密を避けるため、ズームやラインでのリモート会議が一般的に行われるようになりました。また、テレワークの導入も急速に進み、飲み会までもがオンラインで行われる時期もありました。

コロナ前と比べると、多くの人がI C T化の恩恵を受けていると言えるのではないのでしょうか。しかし、その一方、インターネットやコンピュータを使える人と使えない人との間に格差が生じています。デジタル化が拡大し、情報を適切に入手できる層と入手できない層の格差が広がり、デジタル格差が問題視されるようになりました。

そこで3点目として、本市では、このデジタル格差への対策をどのように考えておられるのかをお聞きします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

理事。

○中場理事 奥田議員 2 番目のご質問、国の自治体 D X 推進計画に基づく対応についての 1 点目、D X の推進による市民のメリット及び行政のメリット、2 点目、D X 推進計画の進捗状況について、一括してお答えします。

まず、市民のメリットについてです。国はデジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を掲げており、医療、教育、防災、子供等の国民生活に密着した分野のデジタル化が進むことにより、個人のニーズに応じた最適なサービスが提供される豊かな国民生活の実現を目指しています。

また、D X 推進に伴う行政手続のオンライン化として、マイナンバーカードを利用し、マイナポータルにおいて、ご自身の健康、医療、税、所得、口座情報、子ども・子育て等に関する情報が取得できますし、本市が提供している子育て、介護の電子申請等が利用できます。来年 2 月頃には転出届、転入予約が利用できる予定です。

新型コロナウイルス感染症を契機とした新しい生活様式への対応を踏まえ、本市では、デジタル市役所の実現を図るため、本年 4 月 1 日に岩出市 D X 推進本部設置しました。誰でも利用しやすい行政サービスを提供することを目指し、D X 推進に取り組んでいます。

具体的には、来年秋頃をめどに、身近なコンビニで住民票等の各種証明書を取得できるよう整備を進めております。また、今後も市民の皆様の利便性を向上させるため、インターネットで公共施設の空き状況の確認や予約が行えるよう、行政手続のオンライン化を進めてまいります。

続いて、行政にとってのメリットとしましては、他市町村や関係機関との連携強化により、情報紹介や情報提供が迅速に行えるようになり、事務効率化が図られます。また、自治体情報システムの標準化、共通化においては、国の方針の下、令和 7 年度の利用開始を目指し、関係部署の D X 推進委員を中心に、既存の各システムとの機能変更等、調査を進めております。

自治体の業務システムが統一、標準化されれば、これまでシステム運用や更新にかけていた費用を削減することが可能となり、そのシステムを活用することで、より業務効率化が図られます。さらに、今後、行政のスリム化も視野に入れ、業務改革等により業務プロセス全体の見直し、自動化を行ってまいります。D X 推進計画への取組は多岐にわたりますが、国のスケジュールに遅滞することなく、円滑に進

めてまいります。

3点目のデジタル格差への対策についてです。

スマートフォン等を活用したサービスがますます増加する中、本市では多くの市民の方が利用されているラインを活用し、来年2月に岩出市公式ラインアカウントを開設し、分かりやすい操作で、誰でも簡単に必要な情報が取得できるよう努めてまいります。

なお、スマートフォンやインターネット自体をご利用にならない市民の方への情報提供につきましては、これまでどおり、防災行政無線や広報紙による周知を続けてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 マイナンバーカードの申請期限が12月末ということで、残された日数が少なくなり、特設会場に多くの方が訪れているのを目にします。市民にマイナンバーカードの有用性が認識されてきたと感じるところです。

ところで、初期の段階にカードを作った方が、私が作ったときは何の恩恵もなかった、早く作り過ぎたとぼやいておられるのを聞くことがあります。以前から取得されている方も、まだポイントをもっていない方は、今回のマイナポイント第2弾の対象になっていると思いますが、その点についての周知はされているのでしょうか。また、特設会場では、マイナポイント申込支援コーナーでポイントがもらえることを教えてあげているのかをお聞きします。

そして最後に、DX推進に伴い、今後、マイナンバーカードで様々な行政サービスが利用できるようになってくるようですが、本市でのマイナンバーカードの交付率は、特設会場設置以降、どのようになっているのかをお聞きいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

理事。

○中場理事 奥田議員の再質問にお答えします。

マイナンバーカードを既に取得済みの方で、第1弾の最大5,000円分のポイントをまだお申込みのない方に対し、街頭啓発をはじめ敬老会や小中学生の保護者へ啓発チラシを配布するなど、周知を図っています。また、特設会場においても、その方の申込み状況を確認し、申込みの支援を行っております。

本市では、11月30日時点における住基人口に対する交付率は、マイナンバーカード特設会場開設前の4月30日時点の37.7%から13.1ポイント上昇し、50.8%となっ

ています。

しかし、現在、国が交付税選定の指標の1つとして検討中であるマイナンバーカード交付率の全国平均53.9%には3.1ポイント届いておらず、まだマイナンバーカードをお持ちでない方に対し、それぞれ交付申請を促す必要があります。

本市としましては、引き続き特設会場におけるマイナンバーカードの申請サポート、マイナンバーカードの交付、マイナポイントの申込み支援を行うとともに、岩出市市民生活応援事業の実施を通じ、マイナンバーカードの普及促進に努めてまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 3番目、住宅火災について質問いたします。

防火の瓦版によりますと、令和3年中の全国の火災件数は3万5,077件で、住宅火災は1万656件でした。火災による死者は1,400人で、住宅火災による死者は913人、うち65歳以上の高齢者は682人となり、令和2年に比べると1.6%増加したということです。

逃げ後れが亡くなった原因の半数を占め、次いで着衣着火となっております。出火原因では、たばこ、たき火、こんろ、放火（放火の疑いも含みます）、電気機器の順となっております。

消防庁の報道資料によりますと、住宅用火災警報器は、平成16年の消防法改正により設置が義務づけられ、全国の設置率は83.1%ということです。

そこでお伺いします。1点目、本市における過去3年間の住宅火災の数についてお聞きします。

2点目、次に、逃げ後れによる死亡例はありますか。

3点目として、火災警報器の設置状況についてお伺いします。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 奥田議員、3番目のご質問、住宅火災についての1点目から3点目までを一括してお答えいたします。

住宅火災について、過去3年間における岩出市内の住宅火災件数は12件となって

おり、その内訳は、令和3年で2件、令和2年で4件、令和元年で6件となっております。

また、逃げ後れによる死亡例について、同じく過去3年間で申し上げますと、平成31年に1件、1名の貴い命が失われています。

次に、火災警報器設置状況でございますが、本市における住宅用火災警報器の設置率ですが、那賀消防組合職員による訪問調査（新築住宅を除きます）の結果で申し上げますと、令和元年の調査では35%、令和2年の調査では55%、令和3年の調査では設置率は52%ということであります。この設置率の調査方法といたしましては、毎年、岩出市内で調査対象となる大字を3地区ほど絞り、各地区それぞれ20件程度戸別訪問した件数のうち警報器が設置されていた件数を割合で求め、対象地区の平均値を設置率として算出しているものでございます。

住宅用火災警報器は、平成23年6月1日から全ての住宅に設置が義務づけられており、新築住宅については、平成18年6月1日から設置が義務づけられましたが、届出義務を課しておらず、また罰則規定がなく、個人の住宅の防火・防災対策は自助努力が原則であり、自己責任の範囲内となります。

しかしながら、市といたしましても、広く市民に対して住宅用火災警報器の普及啓発を実施するため、那賀消防組合をはじめ消防委員会、消防団、婦人防火クラブと綿密に協力し、火災発生ゼロを目指すとともに、住宅用火災警報器の性能、効果等を広く認識していただけるよう火災予防啓発に取り組んでまいります。

○福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 住宅用火災警報器の設置状況については、令和元年は35%で、令和2年が55%、令和3年は52%とお答えいただきました。設置率が全国平均の83.1%に比べて低いのは、設置義務があることを知らない市民が多いのではないかと考えます。死者数、焼損床面積、損害額で見ると、火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べて、被害状況がおおむね半減しているというデータがあります。

自助努力、自己責任ではありますが、設置義務があり、火災が起きた場合、被害を抑制する効果があることを周知していただくとともに、設置後10年が経過すると、電池切れや本体の劣化によって火災時に作動しないおそれがあるとして、10年たったら取り替えることが推奨されておりますので、既に設置している住宅には、この点も周知する必要があると思っておりますが、本市の考えをお聞きします。

そして、もう1点、高齢者世帯や障害者世帯が設置をする場合、住宅火災警報器及び設置にかかる費用を補助する考えについてお聞きします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

まず、住宅用火災警報器の普及啓発ですが、市といたしましては、那賀消防組合と連携しながら、市広報紙やウェブサイトなどの広報媒体を活用して、市民に対し、警報器の設置、推進並びに警報器本体の取替え時期について周知等を図っているところでございます。

那賀消防組合では、市内で開催されるイベントにおいて啓発チラシを配布するほか、幼年消防クラブの園児を通じて各家庭に啓発チラシの配布を行ったり、市内の区自治会で件数の多い自治会をピックアップし、回覧板による普及啓発に協力いただけるよう自治会長に直接依頼し、普及啓発に取り組んでおられます。

また、那賀消防組合が発行する広報紙やウェブサイトにおいても、住宅用火災警報器を啓発するコーナーを設け、警報器の性能や効果等を広く認識していただけるよう周知啓発にも取り組んでおられるところです。

次に、高齢者世帯や障害者世帯に対する住宅用火災警報器の設置にかかる費用の補助についてであります。先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、住宅用火災警報器の設置義務化は、罰則規定がなく、自己責任であるということから、住宅用火災警報器の購入設置にかかる補助金などは、自治体によって対応が異なります。

本市では、住宅用火災警報器の購入設置にかかる費用については、自己負担でお願いしているところであり、新たな補助金の創設は、既に設置をされている方々の不公平感が生まれることから、現在のところ、補助金の設置は考えてございません。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。